

佐賀県告示第百十八号

指定金融機関等の指定（平成十三年佐賀県告示第百六十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古 川 康

三の表中「中央三井信託銀行株式会社」を「三井住友信託銀行株式会社」に改める。